

令和5年

大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和5年11月22日 開会

令和5年11月22日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和5年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和5年11月22日）（水）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期決定について	4
○日程第3 報告第1号上程	4
理事者説明	4
○日程第4 認定第1号上程	5
理事者説明	5
質疑	7
採決	10
○日程第5 議案第11号上程	10
理事者説明	10
質疑	11
採決	15
○日程第6 議案第12号上程	16
理事者説明	16
質疑	16
採決	17
○日程第7 議案第13号上程	17
理事者説明	18
採決	18
○日程第8 一般質問	18
○閉会	26

令和5年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和5年11月22日（水）

○議事日程

- | | | | |
|----|----|------|-------------------------------|
| 第1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | | 会期決定について |
| 第3 | 報告 | 第2号 | 交通事故に係る専決処分の報告について |
| 第4 | 認定 | 第1号 | 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について |
| 第5 | 議案 | 第11号 | 製造請負契約の締結について |
| 第6 | 議案 | 第12号 | 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案 | 第13号 | 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | | | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件

日程第1から第8まで

○議員定数9名

出席議員9名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 東 健太郎 | 4番 中河 昭 | 7番 渡辺 裕 |
| 2番 児玉 亮 | 5番 吉田 裕彦 | 8番 坂本 勇基 |
| 3番 天野 一之 | 6番 若松 正治 | 9番 小南 市雄 |

○説明者

- | | | | |
|----------------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 東坂 浩一 | 次長兼警防課長 | 河野 哲輝 |
| 副管理者 | 東 修平 | 総務課長 | 堤 悟士 |
| 会計管理者職務代理者会計室長 | 大角 樹 | 予防課長 | 高見 栄二 |
| 消防長 | 瀧田 昭彦 | 総務課参事 | 大西 卓也 |
| 消防次長 | 西岡 栄治 | 予防課参事 | 山口 勝弘 |
| 大東消防署長 | 平田 繁樹 | 警防課参事 | 宮川 茂樹 |
| 四條畷消防署長 | 木村 真敏 | | |

○職務のために出席した者

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 総務課長補佐 浅川 憲一 | 予防課長補佐 片山 和広 | 警防課長補佐 片山 好司 |
|--------------|--------------|--------------|

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹 総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 清親 勇亮

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・製造請負契約の締結について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

【開会 13時30分】

(小南議長) これより、令和5年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(小南議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和5年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定、製造請負契約の締結に伴う承認、条例の一部改正2件の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(小南議長) 本日は、9名の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、理事者から第2回臨時会における答弁内容の訂正について申し出がありましたので、議長において許可し、ここで理事者に発言を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 議案審議の前にお時間を頂戴し、申し訳ございません。

令和5年7月6日に開催されました、第2回臨時会の中で答弁しました内容に誤りがございましたので、訂正とお詫びを申し上げます。

お手元の資料下段の答弁内容の一部訂正についてをご覧ください。

守口市門真市消防組合の落札金額の質問に対して、消費税を加えた額を、8億9千431万1千

円と答弁しましたが、正しくは8億9千426万4千800円でした。

お詫びして訂正させていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(小南議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番 児玉議員、6番 若松議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(小南議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 交通事故に係る専決処分の報告について】

(小南議長) 次に、日程第3 報告第1号 交通事故に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(木村四條畷消防署長) 議長

(小南議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 報告第1号交通事故に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

令和5年6月28日、四條畷市雁屋南町路上において、走行訓練を実施していた消防ポンプ自動車左折する際に、車両右後部を住宅のフェンスに接触させ、一部を損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定

により令和5年9月14日に専決し13万2千704円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、このたびの事態を重く受け止め、再びこのような事故のないよう、安全運転の励行と運転技術の向上を図り、再発防止の徹底に努めてまいります。以上でございます。

(小南議長) 本件は、これをもって終了いたします。

【日程第4 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(小南議長) 次に、日程第4 認定第1号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 認定第1号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まず、決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

1. の各年度決算額等の推移でございます。

一般会計の歳入総額は、19億6千834万8千円、歳出総額は、19億4千598万2千円となっており、歳入歳出差引は2千236万6千円の黒字となっております。

また、翌年度に繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支は、歳入歳出差引と同額となりました。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、131万6千円の黒字となっております。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。

分担金は、18億2千266万8千円となっており、大東市11億7千635万円、四條畷市6億4千631万8千円でございます。

分担比率については、大東市が64.54%、四條畷市が35.46%となっております。

分担金の合計は、前年度と比較して6千590万4千円、3.5%の減少となっております。

次に3ページ、3. の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

分担金及び負担金の構成比は、歳入全体の92.6%となっております。

国庫支出金では、消防車両の更新に係る緊急消防援助隊の補助金として、2千735万3千円を収入しており、構成比は1.4%となっております。

また組合債は、消防庁舎維持管理費及び消防力等整備事業により、7千440万円を借り入れたもので、構成比は3.8%となっております。

続いて、歳出における経費の性質別分析でございます。

(3)の歳出(性質別)をご覧ください。

人件費が全体の79.3%、物件費が6.7%、公債費が5.3%、普通建設事業費が6.5%といった構成比となっております。

次に、令和4年度における特徴についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。

歳出の特徴について、2点ご説明いたします。

1点目は、人件費と公債費による義務的経費の減少でございます。前年度と比較して7千798万円が減少し、増減率では4.5%の減少となっております。

人件費につきましては、人事院勧告による給与の引き下げと、退職者が不在であったことによる退職手当の減少が主な要因となっておりますが、時間外勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症への業務対応や、複数の病気休暇等による欠員補充により、対前年度比較で15.8%増加いたしました。

公債費はこれまでに借り入れた起債が順次、償還年限を迎えていることから、毎年度の支出額が減少しているものでございます。

2点目は、投資的経費の減少でございます。前年度と比較して更新した消防車両の価格差によって、3千906万9千円、増減率で23.6%が減少となっております。

その他、臨時、経常、財源別の分析は、6ページ、7ページに記載しているとおりでございます。また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。別冊、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明いたします。

款2・使用料及び手数料のうち、項2・手数料、目1・手数料、節1・消防手数料88万1千720円は、危険物関係の手数料等でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防施設費国庫補助金、節1・消防施設費国庫補助金2千735万3千円は、消防ポンプ車及び救急車一式の更新に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金282万7千円は、消防用ヘリコプターの運営分担金に対する2分の1の府補助金でございます。

次に、款5・財産収入、項1・財産売払収入、目1・物品売払収入、節1・物品売払収入94万8千300円は、運用期間を満了した消防車両3台分の売り払い収入でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、節1・雑入は、1千772万9千207円となっております。

その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市875万5千213円、四條畷市746万2千169円となっております。

次に、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債、節1・消防債、7千440万円は、本部庁舎エレベーター等の消防庁舎維持管理費並びにポンプ車及び救急車の更新に係る消防力等整備事業の借り入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者、副管理者、産業医等に対する報酬が主なものでございます。

次に、12ページ下段以降の款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を記載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

はじめに、備考欄の細目10消防庁舎維持管理費についてご説明いたします。

次のページに移っていただきまして、17ページ上段をご覧ください。

庁舎の適切な維持管理を目的として、老朽化が進んでいた本部庁舎のエレベーターを改修しております。また新型コロナウイルス感染症対策として非接触型自動水栓の設置や、同ページの工事請負費に記載しています四條畷署の浴室改修を行っています。

次に、19ページをお開きください。

細目12消防設備等維持管理費の事務業務委託料でございますが、本年度は人事給与システムの改修、消防組合ホームページ、文書管理システムサーバーの更新により、3件の合計で645万9千400円を支出しております。そのほか、消防指令センターの更新に係る実施設計業務委託料として、110万円を支出しております。

また施設管理委託料では、高機能消防指令センター保守委託をはじめとして、2千484万9千円を支出しております。

次に、使用料及び賃借料として、庁内ネットワークシステム、21ページへ続きまして財務会計システム、人事給与システム賃借料及びNET119緊急通報システム利用料等により、計1千331万6千464円を支出しております。

事項別明細書による説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の11ページ以降に、細目単位で整理した主要な業務実績を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第1号令和4年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(小南議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

3番 天野議員。

(天野議員) 天野です。よろしくお願いします。

それでは、確認の意味を込めまして、質問させていただきます。

まず、成果説明書の15ページにあります、公務災害の発生件数なんですけども、見ますと年度の後半に3件、飛び飛びの月になったと思いますが、しかも加療が1か月以上というこの記載があります。

非常にかなり重傷を負われたのではないかというのが心配な点と、昨年人件費等が後ほどこの部分に触れますけども、コロナウイルスの感染拡大によって、比較的ひっ迫した人員のローテーション等行うなど、という実態があると思うんですけども、そういった例えば過労とか、業務ひっ迫による大きな怪我とか、病気とかに繋がってないか、ここが非常に心配なので、この点についての実態についてのご説明をよろしくお願いいたします。

(平田大東消防署長) 議長

(小南議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) 公務災害の発生状況のご質問について、お答えいたします。

令和4年度に発生した事案の内、1か月以上の療養を要した件数は議員ご指摘のように3件ございます。

その内1件目はバイク通勤により当直明けで帰宅する際の自己転倒事故により負傷したもので、2件目は救急隊員が傷病者を搬送先病院のベッドに移す際に腰痛を発症したものでございます。

いずれも療養中は勤務配置を日勤勤務に変更し、現在は当直勤務に復帰しております。

3件目は酩酊者対応の救急活動中、相手方に掴みかかられた際に転倒し頭部を打撲したもので、当直勤務を継続し、通院加療したものでございます。

引き続き、公務災害の発生を防止するため、現場活動時の受傷事故等に対する検証を行い、必要に応じて作業環境の見直しや職員の安全意識を高める取り組みを行ってまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 状況のご説明ありがとうございました。特にご説明いただいた最初の2件のところの通勤途中のバイクの転倒でありますとか、救急搬送中にベッドに移す際に腰痛など発症されたという点については、個人さんの体調とか行動という点も見られる反面、説明が勤務の忙しさということも全く関係ないとも言いきれないという見方もできますので、今後はそういったことも、事故の無いようにしていただきたいということを要望しておきます。

2点目なんですけども、これも同じく成果説明書の5ページそして審査意見書の7ページのところにも人件費について触れられております。

前年度比で6千250万円の減少と、先ほどの冒頭の説明の中でもこの減少の一つの要因として、退職手当分の減少にも触れられたと思います。

しかし、感染症の拡大による救急活動増強及びローテーションによる救急体制増強に係る年度内補正による、時間外手当分の予算増額が先ほどの予算の中で補正予算としてあがってきていました。

時間外の総数と職員さん1人当たりで換算した時間外の時間ですね。この実態についてもう少し具体的に状況を伺います。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 時間外勤務のご質問にお答えいたします。

令和4年度の時間外勤務の総時間数は、3万1千619時間で職員一人当たり計算した時間数は、161時間でございます。

また時間外勤務手当の対象職員で計算した場合の時間数は、185時間となり、これを令和3年度の実績と比べますと、一人当たり約30時間が増加しています。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 通常でいう所の1.2倍程度の時間外増えたということですので、当然補正予算というのを人件費について私は必要かつ適切な処置だったとは考えています。

今後も、必要な状況によっては職員の方に時間外のところの手当の補償、働く補償を付けるとともに先ほどの公務災害などの無いように努めていただきたいということを申しておきます。

最後3点目でございます。決算書の17ページの施設の修繕費のうち、コロナウイルス感染症対策改修、非接触型自動水栓などということで、243万1千円の記載があります。1つに非接触型自動水栓の改修というのがあるんですが、この非接触型自動水栓の改修の規模及び箇所ですね、これをちょっと教えていただきたいのと、2つ目には等と付いておりますけども、他具体的にどの様なコロナウイルス感染症対策の改修が行われたのかここについて説明をお願いいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 決算書17ページ施設修繕料に関する質問についてお答えします。

当該事業は、感染防止対策を目的として、5署所ある消防庁舎の規模や配置人員等を勘案し、必要箇所の精査を行いトイレの水栓を非接触型の自動水栓に、計14か所改修したものとございます。

また、自動水栓以外の改修につきましては、本部大東署2か所のトイレ洋式化の改修でございます。

なお、当該改修につきましては、感染防止対策の一環として、緊急防災減災事業債を活用して整備したものです。以上でございます。

(小南議長) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより認定第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

【日程第5 製造請負契約の締結について】

(小南議長) 次に、日程第5 議案第11号 製造請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 議案第11号製造請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本件は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新事業の製造請負契約を締結するものであり、予定価格が1億5千万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

次に議案説明資料2ページをご覧ください。

契約の方法につきましては、3者による保守業務委託も含めた指名競争入札を実施しました結果、協和テクノロジー株式会社9億3千296万6千100円で落札したものとございます。

続いて1ページ戻っていただきまして、議案説明資料1ページをご覧ください。

先ほどの落札金額のうち更新事業費である6億3千855万9千900円が本議案の契約金額でございまして、納入期限や落札業者の経営規模等の概要につきましては、資料のとおりとなっております。

なお、当契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りました後、本契約を締結し、更新事業に着手する予定でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(小南議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

7番 渡辺議員。

(渡辺議員) では、議案第11号製造請負契約の締結について、何点か質問させていただきます。

まず先ほど入札結果について、追加で以下の点をお尋ねいたします。

落札率と入札参加業者の法人名及び入札金額を教えてください。

次に2点目の質問として、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新事業を同時整備するにあたって、仕様書の設計を業務委託されておりました。

この業務委託したことによる効果検証をどのようにしているかお尋ねいたします。

3点目として効果額の分析といたしまして、ちょっとした1点目として、10年前の既存設備に物価高騰20%を加算した時の価格はいくらになったか。

また次2点目として単独整備を継続していた場合の価格はいくらになるか。

3点目として、近隣消防本部の落札率で試算した場合の価格がいくらになるかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、入札いたしました結果でございます。入札の落札率は、73.73%。

次に、落札業者以外の入札参加業者2者につきましては、朝日電気工業株式会社滋賀営業所と株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部であり、入札金額は朝日電気工業が9億8千230万円、株式会社富士通ゼネラルが11億1千430万1千100円となっております。

次に実施しました、設計業務の委託の効果につきまして、設計業務の主目的である発注仕様書、設計図書及び保守等の維持費積算等の作成について、当本部が必要と考えるシステムや機器等の選

定にあたり専門的な観点から助言や構成プラン等の提案があり、検討、協議の結果、公正な発注仕様書等に仕上がったことは大きな結果であったと考えております。

次に、効果額の分析結果についてお答えいたします。

まず1点目、10年前の既存設備に物価高騰分として、20%を加算したときの価格については、9億5千584万8千円となります。

次に、単独整備を継続していた場合の価格につきまして、既存デジタル無線整備時の落札率98.5%と仮定した場合、価格は、12億5千71万3千円となります。

最後に、当本部と同様に、同時整備として入札を実施された近隣消防本部の落札率90%で試算した場合の価格は、11億3千879万1千円となります。

以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(小南議長) 渡辺議員

(渡辺議員) はい、ありがとうございます。まず、順を追って再質問させていただきます。

全体の入札における落札率として、73.7%という数字を今お答えいただきました。

10年前の落札率を見ますと、当時は高機能消防指令センターとデジタル無線設備が、別々に契約されていました。

具体的な数字を言いますと、高機能システムに関しましては、予定価格4億3千500万円に対し落札金額が2億454万円でしたので落札率が47.02%になっておりました。

ここに関しましては、予定価格より落札金額がかなり低くなったという特徴はあります。

一方で、消防救急デジタルに関しましては、予定価格が3億5千88万円、落札金額は3億4千560万円ということで落札率が98.49%ということになっております。

この当時の後に質問させていただいた内容として、まず大きな論点の一つとして、どちらも高い価格ではあるんですけども、最初の高機能消防指令センターを低い落札率で安い価格で取ったとしても、後者である消防デジタル無線設備が、ほぼ満額に近い98.5%ですので、業者としてはここで2つで1つと考えれば、ここで取り返すことができる契約になっていたため、まずこの改善は必要なんかなってというお話をさせていただきました。

併せて、前回10年前の高機能システムにおいても、消防救急デジタルにおいても、保守に関しては随意契約となっておりました。

保守のお金もかなりの額になっておまして、先ほどちょっと説明があったかなとは思いますが、高機能消防指令センターで1億5千510万円、デジタル無線設備に対しては9千130万円でした。

ここでの問題点は、保守に関しては随意契約になっていたことです。

当然、先ほどの高機能消防指令センターのシステムであったり、デジタル無線設備がこの契約をした業者のみしかできなくなっていたことが大きな問題で、それに伴って先ほどの2つで1つを例に、とればいいっていうのに加えて、保守でも元を取るところか、さらにプラスアルファの利益を

得れるっていう構造があったのかと思います。

そこら辺の改善をするべく、今回河野次長頑張っていたら、いろいろやっていただいたと思います。

そこで今の状況に対して、それぞれどのような効果検証しているのか、更に具体的に教えていただきたいのが、2回目の質問の1点目です。

次に、今回の特徴といたしまして、2つ目の質問で仕様書の設計を業務委託されております。

今回の決算にあった数字で業務委託の金額が110万円となっており、この110万円の委託費も当初予定した委託費よりかなり安い金額になっていたというのが特徴的なところで、安すぎて仕様書の設計がいい加減にならないかなという不安があったんですけど、そういう点があったのかどうか。

併せて、今回業者に仕様書を設計していただいたことによって、具体的にどういう効果があつてどういう気づきがあつたのか。

また、入札業者が増えたのか減ったのかみたいなことがもしあれば教えてください。

3点目に対する質問の2つ目の質問といたしまして、事前にいただいた表の中で、近隣消防本部との差額というのを示していただきました。

おそらくこの近隣消防本部っていう具体的に名前は出さない方がいいのかなと思うんですけども、ここはおそらく1年前に落札されたということで効果額がここにも書かれてるんですけども、1年前より今の方が物価高騰してるんで、本来であればもっと効果額としては大きく大東四條畷から見たらいい方に出たのかなという思いがありますがそこら辺の分析をどうされているのかも教えてください。以上、お願いします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今の質問に対しまして、お答えさせていただきます。

同時整備したことの効果なんですけども、議員ご指摘のとおり前回の整備では先に消防指令センターを整備し、その後デジタル無線を整備させていただきました。

この時も、デジタル無線の法改正の影響を受けまして、別々での整備となったんですけども、結果的にこのような落札率の差が出たというところがまず結果としてあります。

その辺を踏まえまして、今回の整備におきましても同じようなことが起きないように、競争原理が働くようにですね、両設備を同時に行ったということで、相応の効果があったのかなと分析しているところでございます。

次に、2点目の実施設計でございますが、契約金額が110万円というところで、入札が終わってから検証も行ったんですけども、背景には恐らく実施設計の実績づくりが大きな要因ではないかというところで、業務を進める中で、いろんな専門的な観点から助言等もいただくことができ、また最終的には発注仕様書等の公正な内容が完成できたことでありますので、大きな効果があったのではないかと分析しております。

次に3点目、近隣の消防本部との差なんですけれども、そこはあくまでも推測の域は出ないんですけれども、物価高騰はあるんですが、それぞれの設備を競争原理がしっかりと働いた仕様書が出来上がったことが、このような結果に繋がったのかなというふうには考えております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(小南議長) 渡辺議員

(渡辺議員) ありがとうございます。

いただいた表の中で、ちょっと前回の質問の中の質問項目で結構まとめていただいたのかなと思っております。

具体的な数字で見ると、表をお持ちの方は右下らへんにあるやつで、特に効果検証として重要なのかなと思うのが(2)の単独整備を継続した場合の合計額との差額3億1千700万と、同時整備の他本部落札率試算合計額との差額2億5千500万強っていうところかなと思っておりますので、いずれにおいても2億であったり3億っていう効果額ってというのは、われわれ四條畷市の予算においてもこれだけ効果が出るのはすごいなど、相当良いことかなと思うので、予算規模としてはそれよりはちっちゃい消防本部の中でこれだけの成果が出たってというのは本当に素晴らしいことかなと認識しております。

おそらく今、河野次長の方から説明いただいたところなんですけれども、3点目の質問としてさせていただくのが、近隣消防本部の保守金額に関しては、大東四條畷の数字を使いながら、予想額としてあげてるっていう事だと思います。

であれば、おそらくそうかなと思うんですけれども、近隣消防本部は保守業務契約、保守契約は両システムとは別々の契約になってる。

裏を返せば、一体の契約になってないということでもいいのかどうかと、併せて仮にそうであるならば、保守金額がほぼ随意契約にしたい形になっていく可能性があるのでこの予想した金額よりもさらに上がっていく可能性があるのかどうかを最後にお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今の3点目の質問にお答えさせていただきます。

近隣消防本部の入札につきましては、工事案件で入札を実施されております。当消防本部につきましても、業務委託という形で入札を実施しているんですけれども、業務委託したことについてですね、保守契約の内容もこの入札に盛り込むことができましたので、もしそうでない場合はですね、整備契約が終わってからの、先ほど議員がおっしゃったとおり随意契約という形になって、またその価格のところの交渉ということになってたんですけれども、今回の場合は入札にその保守費用

を含めることもできましたことから、そこも含めて競争原理が働いたものと考えております。
以上でございます。

(小南議長) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。
これより討論を行います。

(渡辺議員) 議長

(小南議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 議案第11号製造請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。
今回のシステムの契約に関しましては、実は結構長い間かけてやっていただいた契約かなと思っております。

先ほど、業務委託の仕様書の設計についての質問をさせていただきましたけども、その設計業務が令和4年の10月から、翌年3月までにかけて仕様書の整備をされております。

おそらくこの中でいろんな提案なり、調整事があったことが最初のファーストステップであると思うし、それが今回の契約で効果額がかなり出た大きな要因だと思っております。

当初僕は、前回の質問で心配してたのが、先ほども言いました、損して得とれの高機能システムでの47.02%っていう落札率の後に、消防救急デジタルが98.49%っていうかたちで、後からだいぶ高い金額を払ってしまったのかなっていうのと、併せて両システムを契約した後に随意契約として保守契約が発生してしまってるっていうところが大きな問題で、ここを何としても改善していただきたいという思いがありました。

それを仕様書の設計であったり、同時整備することによって、完全に改善していただいたのかなと思います。

特に、先ほど河野次長の方から、法改正の影響で別々に整備をしたと答弁がありました。

ただこれがボーっとしているような消防本部であれば、前回がずれてるんやったら、今回はそれぞれずれた形でっていう選択を取る消防本部もあると思いますんで、ここにしっかり気付いていただいて、その同時整備してかつ保守契約も契約に進めていただいたっていうのが、最大の要素だと思いますので、もともと前回の質問の中で今回の契約金額は税込みで10億を切ればかなりの成果が出るんじゃないでしょうかというふうに言わせていただきましたが、見事に9億3千200万ですので、それを大きく上回る結果になりましたので、強い賛成の意を表して、賛成の立場の討論といたします。以上です。

(小南議長) 他に討論はございませんか。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(小南議長) 次に、日程第6 議案第12号 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 議案第12号大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

また、併せて議案説明資料3ページの概要をご覧ください。

本案は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年9月6日に公布されたことに伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正に関する法律における手数料について所要の改正を行うため、大東四條畷消防組合手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正点といたしましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正に関する法律の完成検査の対象外となる高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う検査が追加されたため本条例にも条項を追加したものでございます。

この条例は令和5年12月21日から施行することといたします。

以上が、大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

(小南議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

3番 天野議員。

(天野議員) 1点ほど確認をさせていただきます。

今の改正内容の説明のところでも、高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う検査の追加をするということでの改正で検査項目などが非常に増えてる。そしてまた若干厳しくなると

いう認識があります。

それとこの政令改正についていろいろ調べたところ、認定高度保安実施者の制度というところの中での認定の有効期間であったりとか、高圧ガスの期間ですら保安などについて、一定、期間などが明確化されているというふうな感じがしております。

それで手数料条例の一部ということから考えると、検査内容がかなり細分化されて該当される方の、申請とかの手数料自体負担が増えてくるのではないかという点が1点と、もう一つは消防組合としても、先ほど決算の中でも手数料の収入というところにも予算的には関わってくるのではないかということも考えられるんですけども、そこでこの負担する側の市民及びそして消防組合財政への影響というのはこの条例改正でどのような影響が出るのか、ここについての説明をお願いいたします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

この度の改正は、先ほど議員がおっしゃったとおり、高圧ガス保安法の改正により、新たに認定高度保安実施者制度について定められたため所要の改正を行うものであります。

今まで手数料が発生していた施設が対象ではなく、手数料除外規定に項目が追加されたもので、この改正による手数料の増減等はございません。以上です。

(小南議長) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について】

(小南議長) 次に、日程第7 議案第13号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 議案第13号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

また、併せて議案説明資料4ページの概要をご覧ください。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の規定整備を図るために大東四條畷消防組合火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容といたしましては2点ございます。

まず1点目は、蓄電池設備についてでございます。近年の蓄電池設備の需要の高まりと大容量化を受け、位置、構造、届出などについて、安全性を確保しながら、一定、規制を緩和するものでございます。

2点目は、近年のキャンプブームを受け、従来の規制では設置場所の制約が大きいため、安全が確保された固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離について緩和するものです。

この条例は令和6年1月1日から施行することといたしますとともに、必要な経過措置を定めております。

以上が、大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(小南議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第13号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 一般質問】

(小南議長) 次に、日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、2名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

なお、一般質問では、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

1 番 東議員。

(東議員) 1 番 東です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本日はですね、消防用設備の点検状況を踏まえた内容を議題として、質問をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私たちの地域社会において、市民一人ひとりの生命と財産を守るために、消防用設備の適切な管理は非常に重要と考えております。

しかしながら、現状としては課題があるものと考えております。

そのため本日は現状と今後の改善策に焦点を当てて議論を深めたいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

具体的には事前通告させていただきました通りですけれども、具体的には消防用設備などの点検対象事業所の数。そして、点検報告書の提出状況報告書の管理方法。そして、立ち入り検査の選定基準に関して質問させていただきます。

また報告書の提出率の向上や法律的な立ち入り検査の実施方法についても、具体的な改善取組に向けたところまで踏み込めればと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは1 点目でございますけれども、まず消防点検対象数について、確認したいと思ひます。

令和4 年度末時点で大東市と四條畷市における消防用設備などの点検対象事業所の数について具体的な数字とその詳細を教えてください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

消防用設備等を点検し報告をしなければならない対象物数につきましては、令和4 年度末で大東市3 千3 0 8 事業所、四條畷市1 千1 4 4 事業所の合計4 千4 5 2 事業所です。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ありがとうございます。合計で4 千4 5 2 事業所あるということで、こういった件数になるということです。

そして2 点目ですけれども、点検報告の提出状況について確認したいと思ひます。

大東市と四條畷市における消防用設備等の点検報告の提出状況についてどの程度ですね、事業所が報告を行っているのか、この実態について共有させていただきたいと思ひます。

これについては全国平均と比較してどのような状況にあるのか教えてください

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

消防用設備等を点検し報告しなければならない対象物のうち、報告がなされている対象物の数は、大東市1千560事業所、四條畷市524事業所の合計2千84事業所です。

割合といたしましては46.8%となっております。

一方、令和3年度のデータではありますが、全国平均では49.8%と全国平均より3ポイント下回っておる状況ですので、事業所の安全確保のため、報告書の提出率を上げることが課題であると考えております。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) 課題の部分についても、この時点で触れていただいております。

大東市としましても事業所が3千308に対して、提出しているのが1千560。

四條畷市としても1千144に対して524の事業所が提出されてるということで、全体で見ても46.8という答弁ございましたけども、今の数字で分母を分子で各市における割合というのは手元のメモにおいては計算として出るわけでございます。

こういったことでいくと、全体として見たとしても3ポイント下回っているという状況についてですね、真摯に受け止めてこれらの改善が必要になってくるのではなかろうかとこのように思っているわけでございます。

3つ目ですけども、提出された点検報告書の管理内容の確認した日にち等に対する対応方法について説明してください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

提出された点検報告書は、防火対象物管理システムにより入力し、不備事項等を管理しております。受付時には不備事項等の確認を行い、不備があれば関係者等に早急に改善するように指導しております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) 承知いたしました。それでは立ち入り検査先の選定方法について確認させていただきたいと思います。

立ち入り検査の対象事業所をどのように選定しており、どのような基準や考え方を考慮しているのか具体的に教えてください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

全国で発生した火災の類似事業所や危険度の高い不特定多数の方の出入りをする対象物をはじめ、重大違反のある対象物の追跡などに重点を置くとともに、防火対象物管理システムや台帳に存在しない未把握の対象物の立入検査に注力しています。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ポイントとしては、不特定多数の方の出入りをする対象物、また未把握の対象物についてでございますけれども、先ほどの1番目から3番目までの答弁の内容も踏まえてですね、選定方法も根拠のある内容としてやっていくべきではないかというところの今私の観点がございませぬ。

5つ目の質問、立ち入り検査先の選定方法などの課題について問うていきたいと思いますが、現在の立ち入り検査対象物の選定方法にはどのような課題があり、その改善のためにはどのようなアプローチが必要だと考えておりますでしょうか。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

立入検査を行う対象物の選定については、ただやみくもに選定するのではなく目的を持った選定方法が必要であると考えています。そのためには、収集したデータを活用したシステムを構築し、その結果、点検報告書の提出率のアップにつながるような方法が望ましいと考えます。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ありがとうございます。冒頭の質問でもですね、5割を切ってるっていう提出状況があるという、これをしっかり受け止めた時に、このように先ほど答弁いただいた内容という提出率のアップに繋がるような方法が望ましいということについては、本当にその方法において取り組みを進めていくべきではないかなと、私もそのように思っております。

今後考えていく具体的な取り組みについて、確認してみたいと思いますけども、今後ですね消防用設備点検報告の提出率向上や、より効率的な立ち入り検査を実現するために、どのような具体的な取り組みを考えているかですね。

重複しますが先ほどの答弁にあった提出率アップに繋がるアプローチですね、これをちょっと具体的に確認していきたいと思います。

消防用設備の点検対象事業所に対する評価ですね、具体的にはランク付けなんかが必要かと思えますけどもいかがでしょう。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、消防用設備点検報告の提出率向上やより効率的な立入検査を実現するために、消防用設備等の点検対象事業所に対するランク付けは、必要かと思えます。

例えば、点検結果報告書が提出され、不備事項の無いものをAランク、点検結果報告書が提出されているが、即時改修可能な不備事項にとどまるものをBランク、点検報告書が提出されているが、改修に時間がかかる不備事項があるものをCランクとするといったようなランク付けにより、立入検査を選定できるようなシステムの構築に向け、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ありがとうございます。そういった具体的なかたちですね、ランク付け、層別をしていくことが重要なのかなと思っております。

例えば、このままの流れで行くと、未提出の先はDランク、Eランクとかいうかたちでの層別になってこようかというふうに思うんですね。

今後トレンドを見ていくことが重要ですし、極めてAランクを増やしていくような取り組み、未

提出のDランクEランクを少なくしていく、当然母数としては増えたり増減はあるんですけども、割合としてやっぱりAランクを増やしていくような管理っていうことが重要になってくるだろうなというふうに思っております。

冒頭にも言いましたけども、今後の改善策に焦点を当てて議論をさせていただきたいと申しあげましたけども、そのあたりの本日の一般質問についてはきっかけ作りになったら良いなというふうに思っておりますので、今後もこのテーマについては随時確認もさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(小南議長) 次に、3番 天野議員。

(天野議員) 天野です。本日も救急搬送困難事例の今年度の経過及び傾向ということで、今後の事故防止の対策も含めて何点かこの間の経緯を確認させていただき質問をいたします。

ご存じのように新型コロナウイルスの感染症、今の状況を見ましても比較的落ち着いてる、あるいは感染者の方が一定いらっしゃいますけども、軽症であったり中程度の状況で、重大な重症化するリスクというのは以前、1年前2年前に比べるとリスクは下がってきてるのかなという感を持っております。

それで、今年の5月以降ですね、新型コロナウイルスの感染症の分類が感染症の5類の移行によって、感染数の報告ですね、これは保健所とかそれも含めての感染者の報告、そして昨年度までは救急搬送困難事例も当消防組合での事例件数などもしっかりとカウントしていただいて、一定報告もいただいていたという状況で今回の深刻さというの、この間いろいろ取り扱ってきました。

この第5類移行によりまして、現在約半年の期間が流れておりますけども、この同事例についてですね、救急搬送困難事例の事例について状況を伺っていきます。

大項目の質問の1点目なんですけども、5月からの第5類移行からの半年間における救急搬送困難事案の状況についてまずお伺いします。

そして2点目に、今年の夏、特に7月8月の夏場、コロナの感染も一定件数は増えてるというふうに報道なども含めて報告があります。加えて、夏場でのインフルエンザやプール熱などの発熱を伴う他の感染症が多発したということが今年の特徴と言えます。

さらに加えて今年猛暑によるいつもの夏でもあります熱中症の搬送も増加するという傾向があることもどこかの質問でもはっきりしておりますけども、救急搬送の条件が非常に多数の条件が重なってきたということが非常に心配というふうに受け取れまして、推測もできます。これらを含めた救急困難事例の関係性、特徴があればご答弁をまずお願ひいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず1点目、半年間における医療機関への受入照会4回以上の救急搬送困難事案の状況につきま

しては、6か月平均で約48件となっております。前年度のコロナ禍では約72件でしたので、大幅に減少している状況となっております。

次に2点目、今年7、8月の救急搬送状況及びその特徴について、2か月間の出場件数は、2千373件で、昨年度に比べ約70件増加しております。

その特徴としましては、発熱を伴う感染症等は487件、約20.5%で、熱中症は55件、約2.3%となっております、昨年度との比較では、感染症等は減少していますが、熱中症が増加となっております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 感染症による救急搬送困難事例が減ってきたということは経過としては非常に安心できる材料かなというふうに考えています。

ただ7、8月の通常で行う熱中症など他の要件が関わってしまうとやはり緊迫されたような条件が出てきかねないということなので、今後特にこの間は項目としては感染症の動態というものに注視しながら、ぜひ引き続き安定的にできる体制っていうのは最大限頑張っていただきたいというふうに要望しておきます。

2つ目は、隊員の方のこの間の2年間の感染拡大によって隊員の方の感染をされるということがありました。

その中で、勤務ローテーションなどが、調整が非常に大変な中で調整をしていただいて、大東四條畷の救急体制の維持をしっかりとしていただいたと解釈しておりますけども、従来の感染症対策の実施は当然されてるかというふうに解釈をしますが、この半年間問題なく救急活動が行えたのかどうか、その点についての報告及びしていただいたとは思いますが、新たに対応していかなければならない課題というのは何か見えたり捉えた点があれば、その状況についてもご説明をお願いします。

(平田大東消防署長) 議長

(小南議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) 隊員の感染及び勤務状況等について、ご説明申し上げます。

隊員の感染状況につきましては、り患する職員はあるものの、業務体制に支障をきたす状況には至っておりません。

従いまして、通常の勤務体制で救急活動が行えております。

また、救急に関する課題でございますが、近年の気候変動による熱中症や高齢化に伴う救急件数の増加が懸念されており、今後の救急需要を注視して参ります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 分かりました。高齢化と気候変動によつての熱中症全般的になりやすいというリスクが増してるんで、しっかり状況をみた上で、必要な方には迅速確実な救急体制つてのを引き続きお願いします。

最後に3点目なんですけども、一般にウイルスの感染、インフルエンザとかコロナ、通常よく言われることなんですけども、冬期、冬の時期の寒冷期をこれから迎えます。

冬によく感染するのがよく言われます。

特に年末年始の体制についてなんですけども、昨年のところの特に時間外なども含めて職員の方も年末年始ローテーションを組んで年末年始の休暇を取るっていうのが当たり前の事情というのがあるんですけども、昨年聞いてる中でも、その救急体制が昨年感染拡大してる時期にありましたんで、本部の職員の方とか日勤の方も含めて、いろいろローテーションを駆使して昨年は年末年始を乗り切られたということで、これまで費用をかけてるんですけども、特に大きなことも無く年末年始の体制を取ってこられたということなんですけども、こういった昨年の教訓ですね、今現状は感染は落ち着いてるとみられるんですけども、これから先に寒くなる時期を迎えて、インフルエンザも含めて感染が広がっていくリスクも幾らかは考えられる中で、この教訓をどのように活かして今年の年末年始取り組まれるか。ここについての説明をお願いいたします。

(平田大東消防署長) 議長

(小南議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) ただ今のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、昨年の年末年始においては、新型コロナウイルス感染症第8波の真っ只中で、救急需要のひっ迫が予測されましたために、必要に応じて救急隊を1隊、日勤者等により増隊する対応を取らせていただきました。

なお、今年の年末年始の対応につきましては、大阪府の新型コロナウイルス感染症、定点観測の数値や当本部の救急出場状況等を勘案し、検討して参りたいと存じます。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 現状、感染の状況も落ち着きがあるということで、今後の大阪府の感染症などの数値などでまた対応を考えるということなんですけども、引き続き感染拡大しないこと自体を願ってるんですけども、状況に応じて、市民の方の安全っていうのも引き続き、そしてまた救急隊の皆さんの被感

染することもなく安全かつ迅速、的確な救急体制の維持をお願いいたしまして質問いたします。
ありがとうございました。

(小南議長) 以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。
それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(小南議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

令和5年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(小南議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和5年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。

【閉会 14時45分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小南 市雄

2 番議員 児玉 亮

6 番議員 若松 正治